

中外新聞

合本

卷二

18
63
2

6 7 8 9 60 1 2 3 4 5 6 70 1 2 3 4 5 6 7 8

18
63
2

不許翻刻

慶應四年四月第三板

中外新聞

二卷

第八號
第十三號

社印

中外新聞第八号

慶應四年三月廿一日

三月十五日の御觸書

此度 御征討使の差下相成今十五日江戸表の討入の風聞
有之い又付に歎願相成以處 大總督府へ伺濟を付に討入
の儀見合い旨參謀西郷吉之助相答い又付屋敷并よ市中共
猥よ動搖い一意外の不都合相生いて之以の外の儀よ
付諸事靜穩い一沙汰相待い様可致い

三月

此頃中世上の風聞は三月初旬京都より騒動ありと云ひ
或は本月二日一戦ありと云ふ噂ありれども全く傳聞の
誤あり信用をばうしん

數日前上方より来りし人の話は近頃薩長二藩より京都は
領地を献むるの議あり薩州は十萬石を奉り長州を先年侵
掠の地を献む可しと云ふ此二藩も多年の骨折あり王政
を復し加増をも願ふ可きと却て自ら地を献むると云ふ
を大に諸侯の地を削らんと云ふ下心ありべし或る説は加
賀を既に此事を聞きて十萬石の地を献むべき旨を申出せ
しは薩人の取扱より半高を差上くべしと云ひければ加州

人大に不平ある由其他詳ある事はいさゞ相ふらざれども
京都の議論を多分諸大名の半高を差上げさる事と成る
べしとの風聞あるよし

去る十五日頃より三街道の先鋒追々江戸へ入込み毎日市
中を巡見を然とども先々平穩より市中の者一同少く安
堵を何卒暴発の異変なれなき様と致しし事あり此度々
くの如く穩あるハ日光宮様の取扱殊に勝安房守の尽
力にて参謀西郷某の周旋に依り平和と成る由あり

○ 雨觸書五通

近日以来追々同志を相うくらひ隊名を私に唱へ甚しき者

も本勤有之輩といふども私も隊へ加わりし者も有之哉も
相聞え心得違の事より以後右様の儀も不相成い尤も為筋
見込有之者ハ各其頭支配へ申立差図を可受い

三月

近国村民騒立いよ付為鎮撫に差遣い者の内より脱走いよ
官軍へ對し不都合の所為も有之哉の趣相聞え右ハ兼
仰出されい由趣意も相背きし者共も付嚴重の由處置可
有之い付てい此上心得違無之様可い致い

三月

由城田安中納言殿へ由預中の儀も付諸向ハ田安殿由屋形

一罷出由用取扱い様可い致い委細の儀ハ大目付由目付可
い承合い

三月

三海道官軍由陣營宿外近傍へ分隊止宿相成いよ付其段寄
く向くへ通達いよさるべき事

三月

東山道総督岩倉殿由先鋒四谷新宿へ逗苗に致い処同所宿
の趣いよ市谷尾張殿屋敷へ今十八日繰入相成いよども
由進撃の儀ハ無之い百市中鎮靜いよ失礼られあき様
嚴重相心得可申い

三月

○

尾州侯市谷屋敷へ入るるに多分土州因州の兵あり本郷高
輪へも多く入込既に昨今を山城内をも遊歩を
近頃板倉伊賀守も行方を知らず小栗上野介も采邑の辺に
て土民の一揆を襲われ其後如何ありや近藤勇も敗走の
後行方詳あらず其外有名の劍客西洋学者医師等去て他郷
に往きし者頗る多し
日光山門主昨廿日駿府より山歸輿に成りり山對談相整ひ
しや否も次冊に記すべし

○

酒客は多く病を發し長生し難き事古今万国皆然り但し左
に記し一人の如きを奇ありと謂ふべし英吉利人の手記に
曰ハムブルグの商人ホンホルンといふ者此二年の間一商
社の長より故平日往来せしが此年数の間も同人の飲
むる酒の多き故積り見るとフランスコの数三万五千六百八
十よ及び是を平均算當をれば一日の酒量大凡四壺半よ
りしる只今年齡九十歳より尚壯健あり此二年の内は平
常より少く飲みしり只兩日あり一日は妻の葬式一日は娘
の婚祭の日ありしと云

三月十三日出京都友人の書状より洛中至て平穩にて何事も
これなく市中一同安堵いづ居いとる趣且又遷都の事は
付ても 朝廷も色々評議されし由あるも容易
に決定の相成申間敷に但し 今上より近て大坂へ
行幸せらるべき由

右書状を慥あつ便りて信用せべき者あり今月初旬上方
に騒動あり趣或は 天子比叡山へ 行幸あり途中
にて 鳳輦を奪ひ奉りしあど種々の妄説有之りる世人
の迷を醒さん為るべく記し

又三月十一日出京都書状より曰 朝廷弥外國通信の開きよ
て既去る三日外国人参 内相濟申し尤去月晦日参 内
途中乱妨人有之りて其右の儀へ早速申談判濟と相成りし
去る九日 主上太政官役所へ 行幸座座以前後の固め
を銃隊より矢張西洋太鼓を打ありし長門少将を立烏帽子
直垂其外も皆衣冠より座座に仁和寺宮のいさむる髪延ひ不
申白き直垂を召馬上より座座に 主上は輦より召し
拜礼の者山の如く座座に京坂至て穩りて婦女子とも羣集
いづ花見等より出掛申し暴あり士至て少く町人あくと大
悦び居し様子より座座に

中外新聞第九号

慶應四年三月廿八日

夫れ新聞紙の起原を尋ぬると、きんげん 仙蘭西国より、きん 寛永年中レ
サノウドと云人始めて新聞雜報を集めあつガセト、ドフランス
と名け之を板行し、英吉利よりハ寛文三年ロゼルレスト
ランジとソム人ゼ子ラルインホルメージシと名けて始め
て開板せしと云ふ、きん 近代に至りてハ西洋諸国を言ふと及
び、きん 近くハ唐国の上海香港印度のシンガポールセイロン
等を始めサントウ島サントウの如き小国に至るまで新聞紙局きん
らざる国あり、新聞紙ハ人の智見を廣め、士農工商各其職務あつか

よ付て益有る事ハ衆人の知る所あれバ論を待たば然れども其行をさしと行をれざるとい一を国風の異同は因り一を新聞紙の体裁は因り國人新聞を好むと雖も記を所悉く虚妄あり或を陳腐あると見ハ看る人倦く之を廢を又著述の体裁を宜しけととも忌諱多くし朝政は閑る事を書記をを禁せられ或を実事を記をとも芝居狂言の文句の如く地名人名を取替へて傳ふる如きを亦人の喜ぶざる所あり英吉利人を殊は新聞を好む且其国法書物の著述は禁制あり故は新聞紙の内は国政を批判し役人を諷する等の事られども少くこれを咎むる事なく却て廷議の

矢考とあり是故は英吉利国の新聞紙の盛ある事世界第一なり數年前新聞紙局の數ロンドン府は百六十ヶ處其他諸州は二百三十二ヶ所愛倫は百十七ヶ所蘇格蘭は九十四ヶ所ありといふ今は是より倍をロンドンは出る新聞紙の最多く行を者一度は七千万枚を摺出せし至る扱横濱より英人の新聞紙を摺始めしを去る文久三年以來にして今ハ其家三軒あり又西洋文を翻訳せし者二三種既に出つと雖どもいづも外国人の手は出さる者あれば日本の新聞紙とい言ひ難し吾が江戸の開成所より七八ヶ年前出版せし事ありとも其頃を看る人も少く且故より程ふ

く中絶せり然るに此等吾等の社中より海内海外の事を雜
つ記し出板して公行せしは市中も更あり近国も速に弘
まりて僅に一ヶ月の間既に購求する人千五百名に及びり
世人新聞を好むの時勢なれば依て察をべく文運の開けよ
るも亦推して知るべし近頃京都にハ太政官日誌といふ
書板行りて世は行ちる然れども是を 朝廷の公告あれ
を吾等々會社の着述を以て竊に比較せん事恐ろしき
ハ民間は行もく日本新聞紙の濫觴を此中外新聞ありと
言せんも亦過當よを非るべき歟

○

大樹公上野の岡は寺どより一とまふより一けし居を
りけれハ
井上文雄
はもれ君うれりのりせん此くの世の中よりあり行
らむ

述懐

作者不知

自古英雄多數奇胡為大樹棄連枝斷腸三顧許身日揮淚南柯
入夢時萬死報恩志未遂半途墜業恨何涯暗知氣運推移去月
黑橋頭啼子規
或云會津侯之作

題しらん

伊達自得 紀藩

三吉野は雲井のさくら此春ハいさあさいさよさ記ああふ

らむ

風をのこころもむもつやふ櫻花さきみさひてとられとち
あり

向島の櫻の枝よげひつけくさう

とみ人しん

都て思ひしうも面白く隅田川原の花の夕とえ

○ 此頃英吉利コンシルの襲まれし風説盛し行われし故第六
号は其事を記せし後尚其虚実を探索せしと全く浮説と
実事とは非を依てら、と断置く

西郷吉之助駿府より直上京せし由來月帰着を

○ 陸軍局布告の文

官軍の内筒拂ひこれ有るべき由し付万一砲声相きと之は
とも決しき動搖いふん中とく此段向くへ不洩様相達せ
らるべし

三月

○ 喧嘩をめぐりし始むべしといふ話

児童教導書一則を訳出せ

いづれの処よりいづれん父子同居して二人の子至てあつま
しく暮る者ありたり父存生の間の絶えて物言もあつり

又父死せし時遺物の事よりて不図兄弟喧嘩を始めたり
然るに思ひがけなく其夜盜賊入りて右遺物の品々を奪ひ
去り是よりあいて肝心の喧嘩の種ハ最早あくありしより
喧嘩ハ矢張止まず終ハ一生涯中惡しく暮せしむ我
先生曰一時一物の為ハ永久莫大の禍を引き出さず少くも
す古今大小の事皆然り因て戒む小兒等々をてめつとよ
喧嘩を始むる事あり

○
京都より蒸気船三艘横濱に到着を大原侍従上陸より由
去廿五日横濱より申越し

英漢新聞紙に曰唐国より各国へ條約取結びの爲に使臣を
差遣を以てし旨評決し今年五月よりあり亞墨利加合衆国
へ使節を遣はし

○横濱新報告

廿四日廿五日兩日ハ當地に於て 勅使大原殿各国公使を
尋問致され

東久世前少将殿外一人横濱奉行に任せられ外士官三人と
共ニ佐賀の蒸気船に乗し七八日の間ハ此港へ到着し運上
所其外悉く受取られし由夫々々の内當地を外国人預り支
配しし吳に様各国公使へ相頼され

天子ハ去る廿二日一万人許の兵を引率ひきりして大坂へ
御幸座い

三月廿六日

中外新聞第十号

慶應四年四月朔日

横濱の新報告

東久世前少将殿并よ肥前侍従三日の間よ全權の勅命を
以て當港へ来著一各国公使よ面會一其地の奉行并よ向後
の事を取極ある談判これらるべき由よ

今上皇帝陛下大坂へ御幸の節六人の諸侯ともども随従まり即ち
長州備前越前肥前肥後藝州これあり京都の留守ハ薩州へ
命ませられ警衛あいし居よ由

仏蘭西国公使レオンロセス君此度第一等全權ミニストル

又昇進し且同人代任の者西洋六月中は横濱へ来着りて
べくは左をればロゼス君は西洋七月中此表を出帆し帰国
相成るべくは右代任の者は是中アレキサンドリヤのコ
ンシルゼ子ラールを勤めしウートレイトソム人の由申米
りい

三月廿七日

此頃中の役替 佐久間鑑五郎を町奉行に任し木村兵庫頭
を此勘定奉行松本直一郎を市中取締役の頭とする
向山隼人心願を依て免

東本願寺へ大坂猫間川の由固めを仰付られ西本願寺へハ
役々参内の節 御所内焚き出し方を仰付られし由上方
の文通は申越しし
同一文通の序は左の歎願書の写を差越しし是は會津侯
の重臣より大政官辨事役所へ出しし文章ありといふ

歎願書

謹而言上仕は老寡君容保後去る成年京師守護職 命せら
れは処奨邑の儀を東奥の藩鎮より且京師を離れし事二百
餘里應援の道も覚束なく力をなすり其任は勝へさらん事
を恐る辞退申しへども其節は事体は艱難 皇国の安危

よからをりい此場合故強て相勤むべき旨・命せられいよ
付數百年來の 隆恩奉報度園藩決議京師を以て墳墓の地
と心得罷登り大樹尊 王の趣意遵奉しし周旋奉職仕い
然る処園らぐい 先帝不限の寵愛を蒙り 御賞誉の 宸
翰を下し賜をり其外度々 御震筆を下置 恩賜の品々も
幾度とあく拜戴仕い元來容保儀誠実一心又勵精いし毛
髪も私意無座い付 先朝以來格別の 依頼を蒙り
大病の折に勿体あくる 至尊の由身を以て 内侍所に於
て 祈禱に遊下君臣水魚の情態 宸翰の表りも 由頭
より下 當朝より先帝以來 獻慮遵奉守護職宰相

勤い訳を以て 推任前後 天恩の有り難き主従感戴泣謝
罷在に随て大樹より度々褒賞有之彼是重くの 隆恩園
藩肝膽は銘し冥加至極難有仕合奉存い前件の通 兩朝歴
然より 厚眷容保の誠実前後相替りい儀寸分も無之い伏
見戦争の儀に徳川内府上洛先供一同登京の途中発砲致さ
れ武門の習ひ止む事を得ば應兵一戦も及びいのみしを敢
て 闕下を奉犯い儀毛頭これあきい万人の知る所い此座
い然るふ今日に於てハ料らぐも不慮の汚名を蒙りい段臣
子の至情日夜慟哭君冤を雪がされば死をとりも不止と園藩
決心仕居い頑固の習凡何とも撫諭の道無之私共は於てい

至極苦心仕いる此上を片時も早く雲霧快晴一藩の人民安堵仕の様幾重にも奉懇願以上

田中土佐 外連名

別紙

宸翰の儀を 先帝 以深意を為入に下置以故深く筐底に蔵め置以へとも藩中危急の今日又差迫り以又付内にて覽入を奉り以る 以垂憐は成下下恐 御奏関の儀奉歎願以恐惶敬白

右願書を

宸翰并又 御詠又添へて差出されし由

○三月廿六日横濱出板タイムス新聞

廿二日の朝奉行より觸れ出されし大原前侍後といふ公家 勅命を奉り横濱受取の為は當港へ来着りるべき由あり此人紀州の蒸気船に乗込み廿三日入津を菊花の仰りる 天朝の旗を望みて此地の役人等一時大に混雜せし様子あり

廿四日辨天よかいて 勅使の仏蘭西にニストルは面會り又英吉利の公使館を訪るとして本町通りを通行せらる其装は大名と大に異あり冠り物の西洋人の用りる中廣の帽と違ひ當の如き見馴れぬ形の冠あり其人を若年よて

立派より利口らしく見請けしり

勅使直より布令書を出し肥前薩广筑後の兵を率^{ひき}りてくると
来りし由を觸知らし且箱根より江戸までの道筋を既に悉
く官兵より取切り聊も混雜^{まじまじ}の事なく氣遣^{きづ}ひこれおきよ付
外国の番兵を引取り以て不苦閑門^{ふくかん}其外番所等引渡し吳^ごと
以様よりの掛合あり我等の方よりても勞倦^{ろうけん}せし兵卒の為よ
を尤好む所ありし

大原前侍従を 前將軍より命し置られし神奈川奉行を
其俟^{まち}再勤せしむるしとの風聞ありし左におきて外様の
大名一人を横濱の奉行に任じ近き来着を乞ふといふ此人

を尚在京と云

今度俗務の役人も一人も来らざる當分運上所并に諸役所先
く是までの通江戸役人の取扱あり

北国よりの使よを 勅使船より仙臺へ着岸^{まが}しりし由

ちトレルと名くる船兵庫より来たり其話^{まが}よを其船彼地を
出帆の頃 天子大坂へ由幸あり程あり 由乗船ありて江
戸へ来らせりしむべしとの風聞あり

ドル相場四十二匁七分五厘より四十二匁九分五厘
在苗軍船英八艘佛二艘亞二艘宇漏生一艘商船廿五艘

渡部一郎 譯

西郷吉之助歸着の由

中外新聞第十一号

慶應四年四月五日

横濱在苗仙蘭西の教師ヤノワン氏より一封の書を寄せ且
自筆して写したる地図一枚と是又添たる一小冊とを贈り
来たり其書中の大意ハ今度江戸にて新聞紙開板又成る
事誠以て天下有益の盛業あり何卒中絶これなき様致し
度ハ此一小冊ハ世又公布して益有る書なれば急又翻訳し
て新聞の中へ差加へられ様且亦翻訳書往々其実を失ひ
或を新聞紙に於てハ事実を以て略して曖昧あり記し方
られらるものあり成る丈右様の弊又流まざる様希望此事

よ座は云く○右の通やノワン氏より申来りといへ共
吾自ら仏蘭西文を訳る事能む依て友人入江文郎に乞
て之を翻訳せしむ出板近日より先づ此事を記して
以てやノワン氏の厚意を酬也と云ふ

四月二日

柳河春三識

去る朔日 勅使柳原殿江戸へ下着あり

此頃中山陽山陰二道の諸国へ去冬の如く神符の類あま
降り是は依て至て賑あり

京都出板の大政官日誌三月中巻八より既に出來せし由

て友人の許より一冊つゝ送り越しより右を上方より何
方の書林より自由で賣買する由あれども當時飛脚屋荷
物運送差支へ江戸より手に入り難し他日善き都合を得
て彼地の書林へ引合ひ此新聞紙と交易して両地互に相弘
むべきなり

帝鑑間諸藩より京都へ歎願書を出しは処謝罪の儀尤よ
いへ共大総督立置られは上の其手を經むるを 関し召
され難きとの由付札有之因て駿府へ帰り右願書差出
大総督の落手よ成りたる由
仙臺へ遣はされたる 勅使九條殿并澤殿薩長の兵を率

松島へ軍船して到着し瑞巖寺に一泊其後養賢堂といふ学
校に滞留のよし

大概平次即ち磐溪を仙臺して大番頭とあり周旋役を勤め
ありよし

同家の家老伊達将監是亦歎願書を以て出府の由

近日横濱へ来着りしるべき人名を東久世前少将肥前侍従并

は徴士井関齊右エ門大隈八太郎陸奥陽之助等ありと云

去る三月廿六日白銀今里村南部遠江守下屋敷火茶庫破裂
し死者二人

題しらば

大神の牧

けられつるは名をもをまけ何事も一のふら岡の花り白雪

○四月二日の觸書

此度一橋殿田安殿の連名の由歎訴状一橋殿の持参東海道

官軍大総督官の方への参上且若年寄大目付の目付も

同様為歎願置出の處上様の恭順の謹慎の由誠意相顕を

れに付て寛大の思召を以て由沙汰の品に先鋒総督

より勅諭を以て仰出さるべくは段仰渡されに付て

え何とも此上兼ての由趣意厚く相守り弥相慎み居に様可

致し

右の趣向くへ早く可ら相觸以

四月

○京都の觸書の写

此度の一新又付石清水宇佐箱崎等八幡大菩薩の称号止め
させられ八幡大神と奉称の様 仰出されし事

中古以来某権現或ハ牛頭天王あどく称し其外佛語を以て
神号又相稱以神社少くは何とも其社の由緒又基づき
称号相改め可申事

但し 勅祭の神社も伺出の上相改め可申其餘の社の
裁判鎮臺領主支配頭等へ申出相改め可申各相改りの

上を當局へ届出可申事

佛像を以て神体と致しは神社を以来相改可申事

附り本地あどく唱へ佛像を社前又掛け或ハ鰐口梵鐘
佛具等の類差置きい分ハ早く取除け可申事

今般 王政復古旧弊の内一洗を為在ハ又付諸国大小の神社
よおいて僧形くく別當或ハ社僧あどく相唱へハ輩ハ復飾
は 仰出ハ若復飾の儀無餘儀差支られ有る分を可申出ハ
仍て此段可相心得事

但し別當社僧の輩復飾の上ハ是までの僧位僧官返上
勿論ハ官位の儀を追て 以沙汰在らせらるべき旨

伺の通は 仰出の事

當今の處衣服を淨衣きんぎょいとして勤仕可致事

右の通相心得復飾い〜い面と當局へ届出可申上い也

辰三月

神祇事務局

○

比叡山并よ三井寺の僧徒へ還俗の事を 仰出され〜との
の風聞あり虚実をい〜と詳ありん

勅使橋本殿柳原殿昨四日内入城相成い

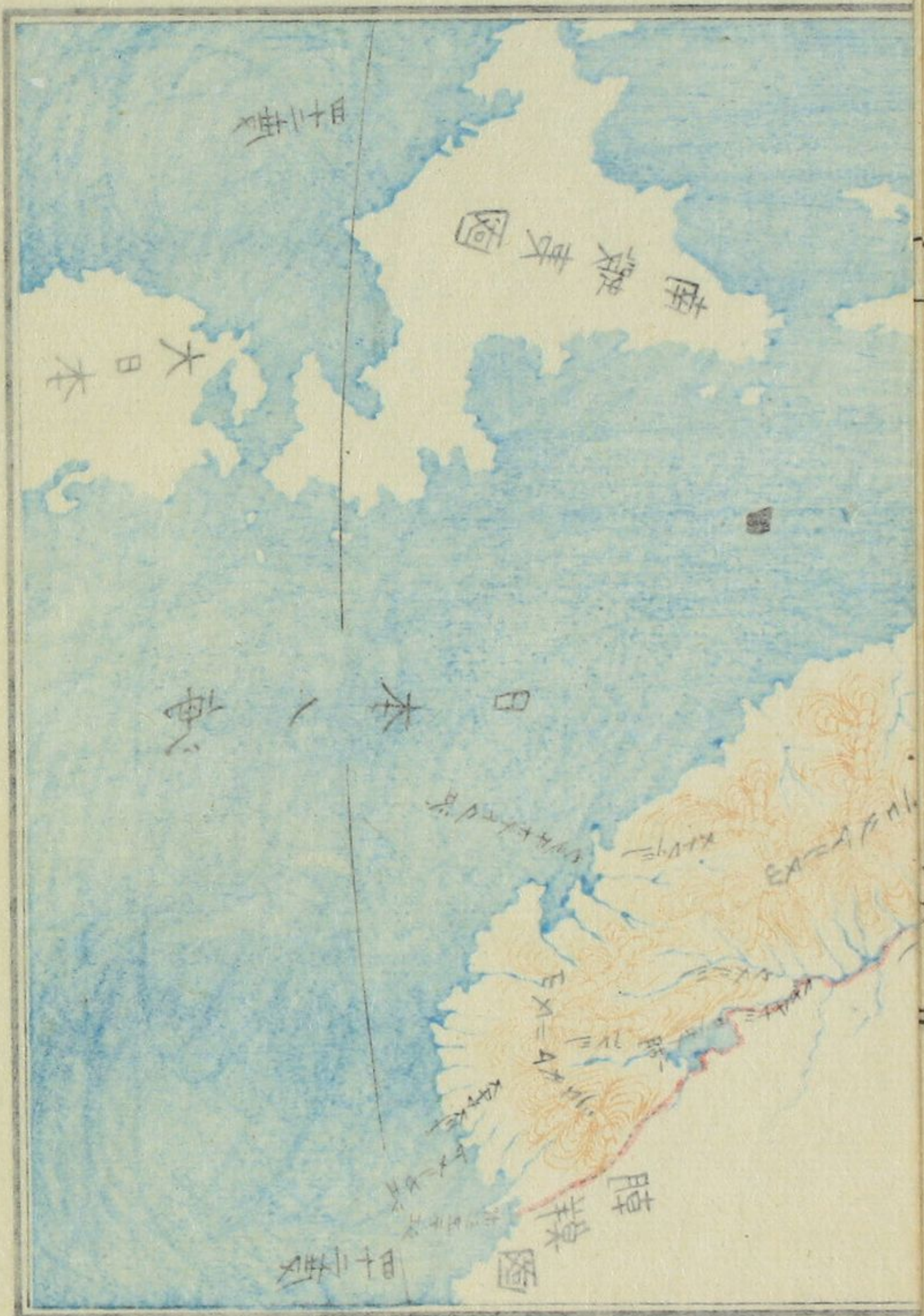
亞墨利加〜と買入〜と鉄船去る二日横濱よ着以軍艦役並

小笠原健藏岩田平作乗込〜と来る





の風聞あり虚実をいさし詳ありん
 勅使橋本殿柳原殿昨四日内入城相成は
 亞墨利加より買入りの鉄船去る二日横濱より着て軍艦後並
 小笠原健藏岩田平作乗込て来る



中外新聞第十二号

慶應四年四月十日

御宸翰之御写

朕幼弱を以て粹又大勢を紹ぎ尔来何を以て万国又對立一
 列祖又事へ奉らんやと朝夕恐懼又堪へざるあり竊又考
 ふる又中葉 朝政衰へてより武家權を専らふ一表の朝
 廷を推尊して実を敬してられを遠ざけ億兆の父母として
 絶えて赤子の情を知る事能はざる様計りあり遂に億兆の
 君より唯名のみ又成り果それ為る今日 朝廷の尊重
 を古に倍せしが如くして 朝威の倍衰へ上下相離る事

霄壤の如くかくる形勢よく何を以て天下は君臨せんや今般朝政一新の時ありて天下億兆一人も其処を得ざる
とたひ皆朕が罪あれば今日の事朕自身骨を勞し心志を苦しめ艱難の先は立ち古列祖の尽させ給ひし蹤を履み治蹟を勤めてこそ始めて天職を奉りて億兆の君たる所は背りざらば往昔列祖萬機を親らし不臣のりの有れは自ら將としてこれを征ししむ朝廷の政をべて簡易にして如此尊重あらざる故君臣相親して上下相愛し徳沢天下は洽く国威海外は輝きあり然るは近來宇内大は開け各国四方は相飛雄をるの時ありて獨我邦のみ世界

の形勢よろしく旧習を固守し一新の效をとりらば朕徒らに九重中は安居し一日の安を偷み百年の憂を忘るる時を遂は各国の凌侮を受け上を列聖を辱しめ奉り下を億兆を苦しめん事を恐る故に朕は百官諸侯と廣く相誓ひ列祖の由偉業を継述し一身の艱難辛苦を問はば親ら四方を經營し汝億兆を安撫し遂は万里の波濤を拓開し國威を四方は宣布し天下を富岳の安き置らん事を欲ま汝億兆旧來の陋習は慣と尊重のみを朝廷の事とあり神州の危急を知らば朕は一は足を奉まば非常は驚き種々の疑惑を生し万口紛紜として朕が志を成さざらば

むの時の具 朕をして君より道を失わしむるのみあらん
後て 列祖の天下を失わしむる也汝億兆能く 朕が志を
体認し相率かて私見を去り公議を採り 朕が業を助て
神州を保全し 列聖の神冥を慰ふ奉らしめば生前の幸甚
あらん

右 由宸翰の通廣く天下億兆蒼生を 思食させ給ふ
深き 由仁恵の 由趣意又付末この者又至るまで敬
承し奉り心得違ひこれあく 国家の為は精く其分を
尽さぶき事

三月

總裁

輔弼

三月九日 皇帝陛下大政官代へ 行幸在らせられ三職を
召させられ親しく蝦夷地開拓の事件を 由下問有之は処
一同開拓可然旨を奉答其後酒肴を賜をりし由
同月廿日頃の事ありし下総結城の家臣其主君に叛きて籠
城せしり忽ち落城せりと云ふ
近国処より一揆起りて穩あらざる風聞あり看官慥ある報
告ららば投与し至ふべし
上方より来りし人の話より京都より世禄を廢止するの論あり

り付て先づ公家より始めざれば天下は普ねく行かずべ
うらぐ依て公家の世祿を廢する事不日又布告するべしと
の評判ありと云

箱館も奥州諸藩へ引渡しは成る由彼港の江戸役人等ハ
近日帰着まぶし

北陸道の 勅使岩倉殿下着りて浅草東本願寺に止宿せ
らる

○ウスリ地方の説 図一枚添 是と仏蘭西のワシ

氏の贈りし者あり○原本ハ魯西亞人の著述ふし
て是を仏蘭西文に訳し地學會社新聞冊の中へ載

せしり即今一千八百六十八年の刊本あり

入江文郎 訳

去る一千八百五十九年魯西亞政府より黒竜江

圖中よアムール川とらる者即ち黒竜江あり

ウスリ川及び其屬地の水辺并又東海の岸に蕃殖せる樹林
を見分るる為は樹林掛り甲必丹ブダイクを頭取とし
て三人の地形学者を遣はしり此諸士官四年間穿鑿を成
し學問上は甚切要ある箇條を多く集録せり扱ブダイクを
氏ハ其條佐の集めたる材料と自己の考索とを依りて三部
の書を著ししり其標題左の如し

第一黒竜江ウスリ川及びウスリの向岸の地方は生植せり
諸種樹木の事を記しし物産書

第二此度尋ねし地方は於て魯西亜より植民せりは適當
ある場所の樹林の記

第三此地方の凡土の概略

右の書を姑く差置きブライクモフ氏黒竜江ウスリ川の辺及
ひ東海諸岸の国土の圖を作れり其圖の大きさの真形二百万
分一にして右の諸士官の集説及び前人の諸書は據りて作
れり者あり但し此板本を縮刻せしむる凡四百万分一
其穿鑿しし海濱の国土を北緯四十二度より五十五度

至り英京グリーンランドの東經百三十度より百四十二度
至る是れ遠大の曠土にして其内の諸地方を氣候土性地形
甚不同なり此地方の内重立ちし山脊をいしめるシコタ
アリン山脈にして黒竜江と東海は注入する諸川との間隔
を成す此山脈をいしむる世は著岡せば且其最高峰の幾何
を知るは只知を渡りし所をいしむる此山北方より大に低
く成り一方殊にカンカイ湖よりサイファンは往く路の処
て終に曠野とあり雨水は依て滋潤を取る
此地方は於て最要用ある湖水はカンカイ湖ありカンカイ
を元來漢語して地中の海と云ふ義あり種々の讀声ありて

カンカともキンカともシ子カイとも唱ふ此湖水の積大凡
空ルスト平方あるもの一千箇あり

空ルストを魯西亞の一里より我九町五十二間は當る
其最長き処の第六の固場よりレフーの川口まで九十空ル
ストより最廣きの四十乃至八十空ルストあり此湖の測
量いまだ精密あるよと至らざれ共衆説は據るは其底五サ
ンニより過る処あり水涯より一空ルスト離れて其底半ア
ルニより深き処の殆んど稀あり

サンニを尺の名より我七尺一寸許アルニニをサ
ンニの三分一より我二尺四寸弱あり

此湖の七川の水これ注入を扱それより出る川をスガ
チヤ川あり湖の周圍をめぐりて曠野あり其野は屢々雨降り
て灌溉を其時およそ窪き処を變じて巨大の湖とあり彼此
突起をる処を小島の如く一千八百六十一年は於て喫水二
尺の蒸気船を以てスガチヤの河道を離れて此曠野を駛
行し山の側面此湖は傾接をるを尺ニヶ処ありツリ
口固場の辺及びヒヤ子キエ河口と漁師岩の固場との間
あり湖の中腹はあつり東及び東南の処よりアスキカンカイ
一タヤウカヤと云へる第二の湖あり長さ三十空ルスト幅
二空ルストより五空ルストに至る狭き地腰ありて二湖の

間隔を成る湖の周辺に草木甚と多うらざれとも遠く離る
ぎの諸山は松林なり

カンカイ湖と甚ど烈風多し三日の間静ある事稀あり湖
上より起る烈風暴雨の根原を考究するは湖水の占位せる廣
谷の周圍に於て其山と深谷は断截せられ温度の僅の変
て凡其断截の間を吹過するあり

湖より洩れ去る水流スレガチヤと湖とウスリ川との間
て地行して曠野を貫けり此川水の湖より出る所は魯西亞
の固場及び支那の石ニ湖詳を建てたりスレガチヤ川を屢
溢して曠野は灌ぐ或る一年の内数度及ぶ事あり其濱は

え樹木甚稀あり

シコタアリニ山よりウスリ湾の直線の方角へレブー川
五十をルストの長さ奔注を河辺の溪谷皆豊草の地より
其源を諸高山の中は在り松杉の密林夾列を河の中腹も樹
林夥し此処は平菓沙梨櫻杏等の樹なり

ポシエテ湾より一千八百六十一年九月一日より一千八百
六十二年九月一日までの温度レオウムル氏の寒暖計より
夏十六度五十三分秋四度九分冬は氷点下七度六十二分春
は五度六十一分一年平均中等の度の四度八分あり

ポシエテ湾は大抵氷結する事あり年中着船するは妨あり

ウラゴウストクを一月間或ハ半月間氷結をオルガ及びウ
ラゴミル湾に於てハ大凡二月半程も凍り此兩湾の間の
海の氷ハ甚薄し且年々必しもこれより非をポルタエン
ペリヤルの港ハ十一月の上旬より三月の下旬まで凍結以
カストリニコラエスク二港の間は於てハ黑竜江十一月の
初より五月十日或ハ廿日頃まで氷の下は潜流をウスリ川
を只十一月の末は初めて氷を覆ふ然れどもノエルの辺は
於てありてハ氷上の通行を試る者あり此川にマルの辺或
をそれより前の處よりハ氷ありスイフンを大凡四ヶ月の
間凍り其水流甚と迅疾あれば氷其全面を覆ふ且其甚北

方より倚る處よりハ亦然りボードスンガリ川は於て見る
所と同様あり故にボラ及びエマを只彼此の處より凍る
のみ ○訳文尚長々れば後冊に続出を

○日本國當今急務五ヶ条の事

- 一 我日本の永久獨立國として決して他國の附屬とな
らざらん
- 二 我日本獨立せんと欲せば是は相應せる國力を起さざ
らざらん
- 三 右國力を起さんと欲せば 日本國中宜く一致を以て

四 日本国中の一致せん事を欲せば国人をして悉く政府の政に後を以てむべし

五 国人をして政府の政に後を以てせんと欲せば政府をして廣く日本国中の説を採るべし決して一方の説に泥むべし

右五ヶ條西洋国法学の大綱領に基づきて我国當今の急務を揭示する所のあり

戊辰四月 江戸開成所 神田孝平識

○附西洋国法学に關する書目

万国公法 既刻 西洋事情 既刻 同外篇 近刻

泰西国法論 既刻 經濟小学 既刻 隣草 未刻

英政如何 近刻

○題しらば ともか人あしむ

君とあしむらうらむらからいとみあふ都もひあもはるはの世や

りしひあま玉とみ玉も何る世む瓦と共よくはけけく世ハ

或曰、安房守義邦 勝

打手の使さしりしらる ともか人あしむ

らまねく我世もおあし浮雲の上野の櫻今うちらむ

下恐以書付奉歎願以

一 私共後下賤の身を以て恐を不顧奉歎願以 後を甚以
奉恐入以 此後また此座以へ共是れを數年來泰平の此恩沢
に浴し以も全く 天朝并は 徳川家の此徳沢に此座以處
今日の此場合下賤の身より更に奉存以 後は無此座以へ
共追々町奉行所より江戸市中へ觸出され以書付等の趣は
てを下恐東叡山は此謹慎罪を此一身は引請諸人の苦を
此救ひは遊度厚き思召の程如何にも難有奉恐入涕泣の至
は此座以然る處追々 此先鋒此繰入相成以は付市中一同
晝夜寐食を忘る恐宿罷在以何卒廣大の 此慈悲を以て下

この者共事で安心仕以様 此憐愍の此沙汰は成下置以
様一同奉願上以以上

慶應四年辰四月五日

連名九十餘人

右に 此先鋒の宿所へ差出さる難願書にて 駒込
巢鴨小石川音羽太塚谷中本郷菊坂辺町と町人惣代
名主加判の書面あり

○ 福沢諭吉の藏板西洋旅案内とつゝ書を重板しつゝ西洋事
情後編と名づけて賣出せし者あり其名前任所相分り以て
板元へ此知らせは下度以

重板ハ万国普通ノ嚴禁アリ然ラニ奸商往々此禁を犯ス者
少クシズ此度ハ制度ハ一新ノ折柄何卒此律を嚴正ヨ
玉モん事海内著述家ノ至願アリ

中外新聞第十三号 慶應四年四月十三日

仙臺侯の建白書

此頃浪華の書信中ニ此一通を寄せ來る依テ即
チ印刷を但其写本極めて匆卒ニ写しつゝ者ト
見えて往々誤脱讀ミ難キ處あり今筆ニ随テ一
ニを補正スル雖も尚悉く訂正事能ハズ看官若
シ善本を得む幸よこれを校正せし

就徳川□□叛逆為追討近日 官軍東海東山北陸三道より
可令進發の旨は 仰出付てと奥羽之諸藩宜知尊 王之

義相共ニ謀援六師征討之決旨 水沙汰之趣以水書付也
仰渡猶又會津容保此度徳川□□叛逆ニ与一 錦旗へ砲發
大逆無道可也發征伐軍以間臣慶邦一手を以て本城襲撃速
ニ可奏追討之功旨 水沙汰之趣謹て奉畏以若松東北の一
孤城と雖も臣慶邦一手ニ襲撃也 仰付の段を武門の面目
も叶ひ難有奉存以速ニ一藩中ニ布告出陣の用意仕 官
軍の進發の期ニハ速ニ應援襲撃可仕以然処弊藩奥海の濱
ニ僻在仕道路遼遠 朝廷水決議の水深旨も詳細不奉辨畿
内上国之形勢等唯ハ傳聞而已真偽虛実明白決一難く固陋
一隅の見を以て言上仕以後千万恐悚の至ニ奉存以ハ共既

ニ廣く言路を開りせられ以上を存付の次第黙止居以てハ
臣子の分難不顧忌諱左ニ奉言上以 王政復古 朝議水
一新の折柄一旦天下の兵を以て為動関東 水征伐ニ為在
段ハ下恐重大の事件深き 叡慮も以て為在以上との奉存以
ハ共天下の人心歸着仕以事ニ無之以てハ難ニ為成然るニ
先達て□□御用ニ為在冬 内可仕旨水沙汰ニ付會桑等先
手ニ仕上京仕以中途右兩藩より 官軍へ砲發仕以ハ叛逆
無紛大逆無道の朝敵ニ付追討將軍を以て 水征討ニ為在
以趣水布告ニ相成以処□□臣下等布告の趣もハ先手の
者関門へ差掛り以節俄ニ薩藩勢より及砲發不得止争闘ニ

至り由有之如何も倉卒紛擾の間砲発いづれも先孰
れも後分明不相辨凡関も有之臣慶邦 此沙汰の趣を奉疑
□□布告の旨を信ト以ハいハ曾テ無ハ座ハへ共発砲前後判
然不相辨より人心疑惑十ハ八九ハ可有之是ハ人心一定不
仕一条ハ座ハ徳川祖先數百年の禍乱を定め撥乱反正大
勲勞を今更申上ハ迄もこれハ累世偃武修文海内を鎮靜
仕ハ事既ハ二百餘年の久きハ及ハ運澆季ハ属シ武威漸ク
不振遂ニ嘉永癸丑年以來外夷陸續紛至人心騷然其間ハ也
□□處置宜を得テ失体不當ハの儀不少ハ可有之ハへ共今日
よ至り既ハ政令帰一公平正大の旨を以テ 皇国を安んト

奉らんク為ス政權を 朝廷ハ奉歸ハ上ニ又何事を企望仕
可奉背 朝廷哉と人心の疑惑十ハ八九ハ可有之是人心一
定不仕二条ハ座ハ方今 王政復古紀綱一新万民刮目の
聖運ハ相當繼天立極万世無窮のハ大策ハ為建誠ハ親民
如赤子民の奉仰 朝廷又如父母一夫不得其所者ハ欽
慕仕ハ折柄一朝海内の兵をハ為動無辜の万民水火塗炭の
苦ハ陷リ段可哀可憐之至必 幼帝の 聖慮ハ為出ハ
よハ有之間敷と人心の疑惑十ハ八九ハ可有之是人心一定
不仕ハ三条ハ座ハ□□既ハ退去仕ハ後泰然不動恭順罷
在ハ由然ハ先年毛利大膳大夫家来共 闕下ハ於テ砲発

仕以殺を一時卒尔の誤一旦朝敵の汚名を蒙り以て共真情
実意明白に相顕され以上を寛大の 由仁恕を以て官位復
故入京 御免に成下り由儀□□とて一旦祖先の大功を
は為棄徒らに発砲の前後を以て叛名を以て定めては諸藩
の心服を勿論下り賤民に至る中を感服を仕間敷人必の疑
惑十に八九に可有之是人必一定不仕四條に由座に抑又外
夷は交通の儀追々由多端に由為成當今既に十餘国より相
及び此時に當りて一旦天下の兵を動し四海鼎沸の勢に至
り以て彼等と雖も必を坐して傍觀を仕間敷各國帝王の
指揮を受け如何ある挙動に及びいにも難計然る時へは國辱

を宇内の万民に由為流し姿にも相成人心の疑惑のみあり
ず寒心杞憂痛哭仕以者又十に八九に可有之是人心一定不
仕五條に由座に彼是を以て深思熟慮仕以よ 朝廷より出
師追討の儀暫く由用捨に由在□□等由譴責の儀廣く諸藩
の論定を以て為尽天下と共に正大公明無偏無黨の公論に帰
し由由處置に由在に必しも不勞六師彼自ら服従可仕
此段竊に奉懇願企望に古語にも輝徳不輝兵を先王の美德
と仕又裴晉公の處置得宜能服其心と申格言も由座に
是是等の處へ由目的を以て注 王政復古曠世の由成業由
大成に由在に様仕度臣慶邦微衷 由諒察偏に奉希望に若

一不然一旦赫怒萬民の服不服をも以問無之躁急 以追討
と申事よりハ諸藩の向背も難計海内分裂群雄割據慶元以
前も十倍もろの大乱を醸一加之外夷其衅を窺ひ 皇国古
今未曾有の事変を生一却て轉福為禍と申ものより千万非
計之得者也臣慶邦竊も痛心恐惶仕ハ不肖の浅見菲論極め
て 以採用も相成間敷と覚悟仕ハ共如是 以成運
の機會も黙止仕ハて不忠の筋も當り可申と不顧
越俎謹て奉言上ハ臣慶邦誠恐誠恐頓首謹言

二月 日

仙臺中將

鴨西外史評通篇叙事詳密章法分明無隔靴之憾假令其言

不必中肯綮尚不失黃絹幼婦之稱也况其所論確不可拔乎

○四月七日夜 於平岡丹波守宅申渡

塚原寛十郎

名代姓名略也

兼て逼塞ハ 仰付置ハ 塚原但馬事重罪ハ 依り可ハ 處
嚴科の処格別の寛典を以死一等可ハ 宥 勅諭ハ 付ハ 裁許
の品可申渡處出奔ハ 付尋出ハ 様可ハ 致ハ

小野内膳

兼て逼塞ハ 仰付置ハ 其方事重罪ハ 依り可ハ 處嚴科
の処格別の寛典を以死一等可ハ 宥 勅諭ハ 付永ハ 預の格

揚座敷へは差遣さしつかひの也

瀧川播摩

兼て逼塞ひつさくに 仰付置おほせひ其方事可よく處嚴料ところげんりょうの處格別の寛典
を以て處置可致おほせ旨 勅設ちくせつふ付永とほ蟄居ぢきに 仰付おほせひ

平山図書

同文言

設樂備中

兼て登城見合のぼりの様相達置たつひ其方事可よく處嚴料ところげんりょうの處格別の
寛典を以て所置可致おほせ旨 勅設ちくせつふ付蟄居ぢきに 仰付おほせひ

榎本對馬

同文言

室賀甲斐

同文言 閉ひ門かど

大久保主膳

戸田肥後

同文言

永井玄蕃

兼て逼塞ひつさくに 仰付おほせひ其方事云々同文言
右之通

○
去月廿六日 皇帝陛下自ら御船に乗し、天保山辺に碇泊し、外国船を巡見し、此時諸船より祝砲を發し、其声天又夷くと云ふ是は横濱新聞に載る所あり
三條殿中御門殿并は毛利路守各其嫡子を学藝傳習の爲に英吉利に遣はせり

英人サトウ曰新聞紙を成る丈事實をよく紀して實説を載るる様なきべし其故は天下の人民に信用せらるる物あるを其關係小あらざるを以てあり大久保氏の建白會津藩の歎願書あつて出さるる最も佳あり吾既は英文に訳して新

聞局へ贈り是は日本の事情を外国人にも廣く知らしめんが爲あり

同人又曰第二号にサトウは土州侯の側より記せり是傳聞の誤あり吾只土州容堂老侯の病に依て醫士并リスを周旋せしのみ

中外新聞第十三号終

